

# 大仙市木造住宅耐震改修補助事業



地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します。

## 1 募集期間（令和 8 年度）

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金） 若干数

※申請が多数の場合、期間内でも募集を打ち切らせていただくことがあります。

## 2 事業の概要

### （1）補助対象となる「住宅」

次のすべての要件にあてはまる住宅を対象とします。

- ・大仙市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅であること。（店舗併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること。）
- ・「一般診断法」に基づき、地震に対する安全性を診断した結果、**上部構造評点が1.0未満**の住宅であること。
- ・過去に、大仙市木造住宅耐震改修等補助事業による補助金の交付を受けて、耐震改修工事を実施していないこと。

### （2）補助対象者

次のすべての要件を満たしている者を対象とします。

- ・対象住宅を所有（共有を含む）する個人であること。
- ・耐震診断士の所属する建築士事務所等と耐震設計等及び耐震改修工事に係る契約を締結すること。
- ・所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと。

### （3）耐震改修工事

上部構造評点1.0未満「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅を、上部構造評点1.0以上「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」になるよう補強するため、耐震補強設計を行い補強工事するもの。

### （4）補助金の額

補強工事に係る工事費の23%の補助を受けられます。補助金の算出額が50万円を超えるときは、50万円を補助金の上限とします。また、世帯要件により大仙市住宅リフォーム支援事業の耐震化工事と併用することができます。

### 3 事前相談

お申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談が必要です。相談の際には、耐震診断の判定結果をお持ちください。

【相談先】大仙市建設部建築住宅課 電話：0187-66-4909

### 4 補助申請

申請書は、事前相談の際にお渡しします。申請書のほかに次の書類等が必要となります。

- ・対象住宅の付近見取図及び求積図
- ・対象住宅の着工年月日が確認できる書類（建築確認申請書、検査済証、登記事項証明書などの公的書類）
- ・耐震改修計画書
- ・耐震設計及び耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- ・固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- ・申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書
- ・対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修工事実施に係る同意書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類（委任状等）

お問い合わせ先  
大仙市建設部建築住宅課  
電話：0187-66-4909